

居宅介護支援の権限移譲にかかる指定申請等の取扱いについて

平成 30 年 4 月から、居宅介護支援の指定、指導権限が都道府県から市町村に移譲されます。新規指定申請、変更届等の取扱いについては以下のとおりとなりますので、ご注意をお願いします。(表中の健康福祉事務所と市町で、 のある方が申請等の提出先となります。)

1 新規指定申請

内容	時期	健康福祉事務所	市町
申請の受理・審査	4 月 1 日指定まで	(申請受理は 1 月末まで)	
	4 月 2 日指定以降 (原則 5/1 指定)		・相談・事前協議は 2 月頃から対応 ・申請受理は 4/1 以降

(注)「 月 日指定」の「 月 日」は、指定の有効期間の始期を指します。

- 1 4 月 1 日指定の指定申請は、1 月末までに事業所の所在地を所管する健康福祉事務所に申請してください。
- 2 4 月 2 日以降の指定申請は、2 月頃から市町が事前協議を受け付けます。(3 月末までは相談、事前協議のみ。申請の受理は 4 月 1 日以降となります。)
- 3 平成 30 年 4 月～5 月は報酬改定、権限移譲と重なるため、新規指定申請は、原則、各月の 1 日が事業開始となる申請としてください。

2 指定更新申請 (市町により更新案内を送付しない場合があるため、指定有効期間に注意)

内容	時期	健康福祉事務所	市町
更新案内の送付	更新日 4 月 1 日まで		
	更新日 4 月 2 日以降		(2 月頃から送付。 送付しない市町あり)
申請の受理・審査	更新日 4 月 1 日まで		
	更新日 4 月 2 日以降		・相談・事前協議は <u>2 月頃から対応</u> ・申請受理は 4/1 以降

(注)「更新日」は、更新後の指定の有効期間の始期を指します。

- 1 更新日が 4 月 1 日までの事業所には、健康福祉事務所から指定更新の案内を送付します。
- 2 4 月 2 日以降の更新申請に係る対応は、市町が 2 月頃から行います。(3 月末までは更新案内送付、相談・事前協議のみ。申請の受理は 4 月 1 日以降となります。)(更新の案内を説明会等の周知で行う市町があります。)
- 3 指定更新時期が 4 月上旬である場合は、健康福祉事務所が指定更新事務を行うことがあります。

3 変更届・再開届（事由発生後 10 日以内）

内容	時期	健康福祉事務所	市町
届出の受理	3月31日までの届出		
	4月1日以降の届出		

業務管理体制の整備にかかる届出も同様です

4 休止届、廃止届（休廃止の日の1月前まで）

内容	時期	健康福祉事務所	市町
届出の受理	3月31日までの届出		
	4月1日以降の届出		

5 介護報酬

(1) 例年3月15日を期限として届出が必要となるもの

内容	健康福祉事務所	市町
特定事業所集中減算 (適用居宅介護支援事業所・ 9～2月の同一法人紹介率)		

(2) 加算（届出が必要なもの）

届出時期	適用	健康福祉事務所	市町
3/15までの届出	4月サービス提供から		
3/16～3/31の届出	5月サービス提供から		
4/1～4/15の届出(予定)	(報酬改定による4月サービス提供分も同様)		

平成30年度介護報酬改定時に、4/1～15の届け出期間が設けられることが予想されます。

(申請、届出の処理について)

県、市町で表のとおりのおりの分担となりますが、申請等の時期や処理状況により、県から市町に事務処理を引き継ぐことがあります。

(その他)

厚生労働省からの通知等により、取扱いが変更となる場合はホームページ等でお知らせします。

(お問い合わせ先)

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康福祉部 少子高齢局 介護保険課 介護基盤整備班

(電話) 078-341-7711 (代表)

内線 3107・2944・2733